令和4年度第9回庁議 次第

日時:令和5年2月6日(月)

9:30~10:15

場所: 6階第2特別会議室

付議事項

1 審議事項

- (1) 令和5年第1回沖縄県議会(2月定例会)提出予定議案について
- (2) 知事提案説明要旨(案)について

【資料】

資料 1	令和5年第1回沖縄県議会(2月定例会)提出予定議案一覧表等
資料2	令和5年第1回沖縄県議会(2月定例会)乙号議案説明資料
資料3-1	令和5年度沖縄県一般会計予算(案)の概要
資料3-2	令和5年度当初予算(案)施策概要
資料3-3	令和5年度当初予算(案)説明資料
資料3-4	令和5年度当初予算(案)概要(部局別)
資料4	令和4年度2月補正予算(案)説明資料
資料5-1	沖縄県病院事業会計予算(案)の概要
資料5-2	沖縄県病院事業会計2月補正予算(案)の概要
資料6	企業局予算(案)の概要
資料7	沖縄県流域下水道事業会計予算(案)の概要
資料8	令和5年第1回沖縄県議会(2月定例会)知事提案説明要旨(案)の項目
資料 9	令和5年第1回沖縄県議会(定例会)知事提案説明要旨(案)

令和5年第1回沖縄県議会

(2月定例会)

提出予定議案一覧表等

沖 縄 県

令和5年第1回沖縄県議会(2月定例会)

(部局別)

区分			議	案 区	分			
部局	予	算 (件)	条 例 (件)	議 決 (件)	同 意 (件)	承 認 (件)	合 計 (件)	備考
知事公室							0	
総務部	5	(2)	3	1	1	1	11 (2)	
企画部			1	1			2	
環境部							0	
子ども生活福祉部	2	(1)	9				11 (1)	
保健医療部	2	(1)					2 (1)	
農林水産部	6	(2)	1				7 (2)	
商工労働部	6	(1)	1				7 (1)	
文化観光 スポーツ部							0	
土木建築部	11	(4)	1	1 (1)			13 (5)	
企業局	2						2	
病院事業局	2	(1)					2 (1)	
教育庁			1				1	
公安委員会			2				2	
合 計	36	(12)	19	3 (1)	1	1	60 (13)	

^{※ ()}内は先議案件であり、内数。

令和5年第1回沖縄県議会(2月定例会)

	提出予定議案一覧表					
番	号	区分	議案名	部 局	備考	
甲	1	予算	令和5年度沖縄県一般会計予算	総務部		
甲	2	予算	令和5年度沖縄県農業改良資金特別会計予算	農林水産部		
甲	3	予算	令和5年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	商工労働部		
甲	4	予算	令和5年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算	商工労働部		
甲	5	予算	令和5年度沖縄県下地島空港特別会計予算	土木建築部		
甲	6	予算	令和5年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	子ども 生活福祉部		
甲	7	予算	令和5年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算	総務部		
甲	8	予算	令和5年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算	農林水産部		
甲	9	予算	令和5年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算	農林水産部		
甲	10	予算	令和5年度沖縄県林業·木材産業改善資金特別会計予算	農林水産部		
甲	11	予算	令和5年度沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別 会計予算	商工労働部		
甲	12	予算	令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算	土木建築部		
甲	13	予算	令和5年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計 予算	商工労働部		
甲	14	予算	令和5年度沖縄県産業振興基金特別会計予算	商工労働部		
甲	15	予算	令和5年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計予算	土木建築部		
甲	16	予算	令和5年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算	土木建築部		
甲	17	予算	令和5年度沖縄県駐車場事業特別会計予算	土木建築部		
甲	18	予算	令和5年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別 会計予算	土木建築部		
甲	19	予算	令和5年度沖縄県公債管理特別会計予算	総務部		
甲	20	予算	令和5年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算	保健医療部		

		提出予定議案一覧表		
番号	区分	議案名	部 局	備考
甲 21	予算	令和5年度沖縄県病院事業会計予算	病院事業局	
甲 22	予算	令和5年度沖縄県水道事業会計予算	企業局	
甲 23	予算	令和5年度沖縄県工業用水道事業会計予算	企業局	
甲 24	予算	令和5年度沖縄県流域下水道事業会計予算	土木建築部	
甲 25	予算	令和4年度沖縄県一般会計補正予算(第7号)	総務部	先議
甲 26	予算	令和4年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予 算(第1号)	商工労働部	先議
甲 27	予算	令和4年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算(第1号)	土木建築部	先議
甲 28	予算	令和4年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第 1号)	子ども 生活福祉部	先議
甲 29	予算	令和4年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)	農林水産部	先議
甲 30	予算	令和4年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)	農林水産部	先議
甲 31	予算	令和4年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算(第2号)	土木建築部	先議
甲 32	予算	令和4年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算(第1号)	土木建築部	先議
甲 33	予算	令和4年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計補正予算(第1号)	土木建築部	先議
甲 34	予算	令和4年度沖縄県公債管理特別会計補正予算(第1号)	総務部	先議
甲 35	予算	令和4年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	保健医療部	先議
甲 36	予算	令和4年度沖縄県病院事業会計補正予算(第2号)	病院事業局	先議

	提出予定議案一覧表					
番	号	区分	議案名	部 局	備考	
Z	1	条例	沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	総務部		
Z	2	条例	指定管理者制度の運用体制を強化するための関係条例の整備に 関する条例	総務部		
Z	3	条例	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	総務部		
Z	4	条例	沖縄県県土保全条例の一部を改正する条例	企画部		
Z	5	条例	沖縄県地域福祉基金条例を廃止する条例	子ども 生活福祉部		
Z	6	条例	沖縄県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例	子ども 生活福祉部		
Z	7	条例	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例	子ども 生活福祉部		
Z	8	条例	沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例	子ども 生活福祉部		
Z	9	条例	沖縄県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例	子ども 生活福祉部		
Z	10	条例	沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例	子ども 生活福祉部		
Z	11	条例	沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基 準等を定める条例の一部を改正する条例	子ども 生活福祉部		
Z	12	条例	沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基 準等を定める条例の一部を改正する条例	子ども 生活福祉部		
Z	13	条例	沖縄県差別のない社会づくり条例	子ども 生活福祉部		
Z	14	条例	沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例及び沖縄県国営土地改 良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例	農林水産部		
Z	15	条例	沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部を改正する条例	商工労働部		
Z	16	条例	建築基準法施行条例の一部を改正する条例	土木建築部		
Z	17	条例	沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例	教育庁		
Z	18	条例	沖縄県暴力団排除条例の一部を改正する条例	公安委員会		
Z	19	条例	沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	公安委員会		
Z	20	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について (県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(上部工その6))	土木建築部	先議	

	提出予定議案一覧表							
番号	区分	議案名	部 局	備考				
乙 21	議決	名護市と今帰仁村との境界変更について	企画部					
乙 22	議決	包括外部監査契約の締結について	総務部					
乙 23	同意	沖縄県教育委員会委員の任命について	総務部					
乙 24	承認	専決処分の承認について(控訴の提起について)	総務部					

令和5年第1回沖縄県議会

(2月定例会)

乙号議案説明資料

沖 縄 県

			提出予定議案一覧表		
番	号	区分	議案名	部 局	頁
Z	1	条例	沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	総務部	1
Z	2	条例	指定管理者制度の運用体制を強化するための関係条例の整備に関する条例	総務部	2
Z	3	条例	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	総務部	3
Z	4	条例	沖縄県県土保全条例の一部を改正する条例	企画部	4
Z	5	条例	沖縄県地域福祉基金条例を廃止する条例	子ども 生活福祉部	5
Z	6	条例	沖縄県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例	子ども 生活福祉部	6
Z	7	条例	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例	子ども 生活福祉部	7
Z	8	条例	沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に 関する条例の一部を改正する条例	子ども 生活福祉部	8
Z	9	条例	沖縄県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例	子ども 生活福祉部	9
Z	10	条例	沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	子ども 生活福祉部	10
Z	11	条例	沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 等を定める条例の一部を改正する条例	子ども 生活福祉部	11
Z	12	条例	沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 等を定める条例の一部を改正する条例	子ども 生活福祉部	12
Z	13	条例	沖縄県差別のない社会づくり条例	子ども 生活福祉部	13
Z	14	条例	沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例及び沖縄県国営土地改良事 業負担金徴収条例の一部を改正する条例	農林水産部	14
Z	15	条例	沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援 基金条例の一部を改正する条例	商工労働部	15
Z	16	条例	建築基準法施行条例の一部を改正する条例	土木建築部	16
Z	17	条例	沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例	教育庁	17
Z	18	条例	沖縄県暴力団排除条例の一部を改正する条例	公安委員会	18
Z	19	条例	沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	公安委員会	19
Z	20	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について (県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(上部工その6))	土木建築部	20

		提出予定議案一覧表		
番号	区分	議案名	部 局	頁
乙 21	議決	名護市と今帰仁村との境界変更について	企画部	21
乙 22	議決	包括外部監査契約の締結について	総務部	22
乙 23	同意	沖縄県教育委員会委員の任命について	総務部	23
乙 24	承認	専決処分の承認について(控訴の提起について)	総務部	24

【総務部】

【議案名】

乙第1号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

国及び他県の状況等を考慮し、航海中における警備等の業務であって特に困難な作業を伴うものに従事する警察職員に係る海上業務手当の支給要件及び支給額を改める必要がある。

【議案の概要】

- 1 警察職員が船舶に乗り組み、航海中における警備等の業務であって特に困難 な作業を伴うものに従事した場合における海上業務手当の額等を改める。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【説明】

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

○国及び他県の状況等を考慮し、海上業務手当の支給要件及び支給額を改める

条例概要

〇海上業務手当

警察職員が特に困難な作業(国境離島周辺海域における海上警戒作業)に従事した場合の海上業務手当の支給額を改正する。また、当該作業に日没から日出までの間に従事した場合の支給額を新設する。

- ・警察職員が特に困難な作業に従事した場合 日額:1,100円 (現行 日額:690円)
- ・うち日没から日出までの間に従事した場合 日額:1,650円 (新設)

【総務部】

【議案名】

乙第2号議案 指定管理者制度の運用体制を強化するための関係条例の整備に関 する条例

【議案提出の理由】

指定管理者制度の運用体制の強化を図るため、県が指定管理者制度の運用について意見の聴取を行っている指定管理者制度運用委員会を附属機関とする必要がある。

【議案の概要】

- 1 沖縄県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例のほか26の公の施設の設置管理条例について、指定管理者制度運用委員会を附属機関とすることに伴い、関係条例の規定を整備する。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

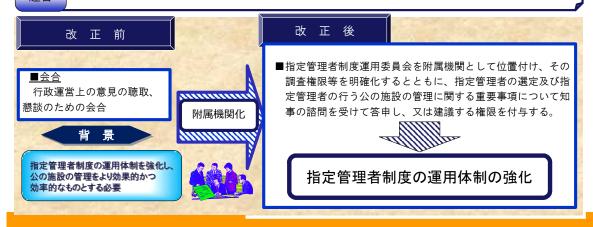
【説明】

指定管理者制度の運用体制を強化するための関係条例の整備に関する条例の概要

指定管理者制度運用委員会

指定管理候補者の選定や施設の適正な管理等を確保するため施設所管課又は部等を 単位として設置し、指定管理者の候補者の選定、モニタリング等に関し意見を聴取 【構成】①学識経験者、②財務に精通する者(公認会計士、税理士、中小企業診断士等) ③施設の機能又は指定管理業務の性質に応じた専門的知識を有する者、④施設の利用団体 (者)を代表する者

改正 趣旨 指定管理制度の運用体制の強化を図るため、県が指定管理者制度の運用について意見の 聴取を行っている指定管理者制度運用委員会を附属機関とする。



【総務部】

【議案名】

乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

工業技術センターの機器の使用料について徴収根拠を定める等のほか、知事が認定する獣医師等に対する豚熱予防液の交付及びマンションの管理に関する計画の認定の申請等に係る手数料の徴収根拠を定める必要がある。

【議案の概要】

- 1 使用料及び手数料の新設・改正(法令等の改正に伴う)
- 2 既存の使用料の廃止
- 3 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【説明】

1. 法令等の改正に伴う手数料の新設

手数料名	内容
(1)動物用生物学的製剤交付手数料	家畜伝染病予防法第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師及び知事が登録する飼養衛生管理者による豚熱の予防注射が可能となったことから、新たに手数料を新設する。
(2)マンション管理計画認定申請手数料 等	法改正により、県は適切な管理計画を有するマンションを認定することができる制度が創設されたことから、当該認定申請手数料等の徴収根拠を定める。

2. 既存の使用料の額等の改正

使用料名	内容
(1)工業技術センター使用料	使用料の新設、区分の見直し

3. 既存の使用料の廃止

使用料名	内容		
(1)工業技術センター使用料	機器の老朽化による機能喪失のため使用料の一部を廃止		

【企画部】

【議案名】

乙第4号議案 沖縄県県土保全条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

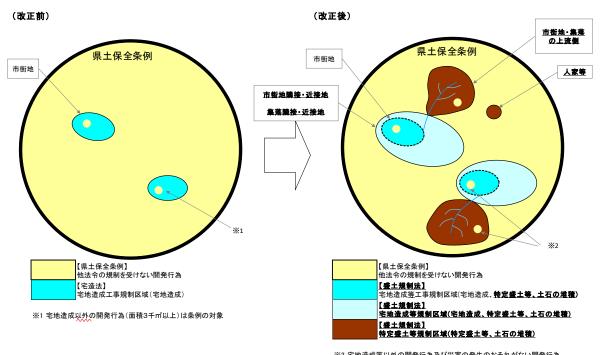
宅地造成等規制法の一部が改正され、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等が全国一律の基準で包括的に規制されることとなったことを踏まえ、当該規制に係る開発行為を条例の適用除外とする必要がある。

【議案の概要】

- 1 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域において行われる開発行為の一部について条例の規定の適用を除外する。
- 2 この条例は、令和5年5月26日から施行する。

【説明】

宅地造成等規制法の一部改正に伴う県土保全条例の規制対象について(イメージ図)



※2 宅地造成等以外の開発行為及び災害の発生のおそれがない開発行為 (面積3千㎡以上)は条例の対象

○ 法律の対象範囲が広がることによって、これまで条例でカバーしてきた規制区域が法律によって直接規制し強化される。

【子ども生活福祉部】

【議案名】

乙第5号議案 沖縄県地域福祉基金条例を廃止する条例

【議案提出の理由】

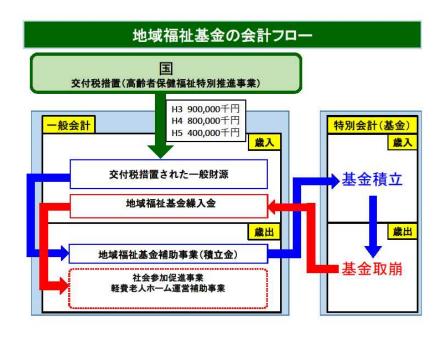
沖縄県地域福祉基金は、廃止する必要がある。

【議案の概要】

- 1 沖縄県地域福祉基金条例は、廃止する。
- 2 基金を充当してきた高齢者等の保健福祉の向上等を図る事業については、引き続き推進する。
- 3 この条例は、公布の日から施行する。

【説明】

- 1 県は、基金の運用から生ずる収益を、地域の特性をいかした在宅福祉の向上、 健康・生きがいづくり、民間活動の活発化等に関する事業(以下「充当事業」 という。)に要する経費に充てるため、平成3年4月1日、沖縄県地域福祉基 金(以下「基金」という。)を設置した。
- 2 さらに、平成19年4月1日からは基金の有効利用を図るため、特に充当事業に要する経費に充てる必要がある場合に基金の一部を処分し、充当事業を実施してきた。
- 3 現在、基金の残高は、43,914千円であり、基金の全部を処分するため、基金 を廃止する必要がある。



【子ども生活福祉部】

【議案名】

乙第6号議案 沖縄県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の額を改める必要がある。

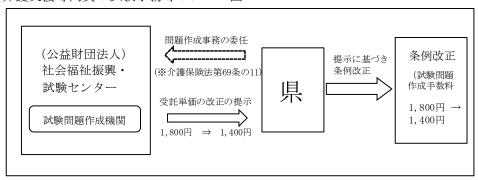
【議案の概要】

- 1 介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の額を「1,800円」から「1,400円」に改める。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【説明】

- 1 介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料について、試験問題を作成 する(公財)社会福祉振興・試験センターから、令和5年度試験より受託単価 を見直す旨提示があった。
- 2 介護支援専門員とは、要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じるとともに、サービスを受けられるようにケアプランの作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者である。

介護支援専門員の試験事務等のフロー図



沖縄県介護支援専門員合格者数及び養成数

年度	受験者数	合格者数	合格率	養成数	通算養成数
H30	702人	53人	7.5%	66人	6,434人
R 1	696人	104人	14.9%	92人	6,526人
R 2	598人	80人	13.4%	93人	6,619人
R 3	731人	137人	18.7%	132人	6,751人

【子ども生活福祉部】

【議案名】

乙第7号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例

【議案提出の理由】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、児 童福祉施設の設備及び運営に関する基準を改める必要がある。

【議案の概要】

- 安全計画の策定等を義務付ける。
- 児童の移動のために自動車を運行する場合の児童の所在の確認等について義 務づける。
- 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準を定める。
- 業務継続計画の策定等に努めるよう定める。
- 5 感染症及び食中毒を予防し、及びまん延を防止するために講ずる措置を定め る。
- 保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園 に入園している児童と福祉型児童発達支援センター等に入所している障害児を 交流させるときの職員の基準を定める。
- 7 その他所要の改正を行う。
- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、7の一部は、公布の 日から施行する。
- この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

【説明】

第省 省 三関民令児 項係法 厚令の 生の 施設 一 労整部 の 大に改 臣関正 備及び運 がすす 定るる め省法 営に関する 基及の の児部 童の 部福施 を祉行改法に 準 正第十二 の る二厚 件条生

1【R5.4.1施行】 2【R4.12.16施行】

改正

- 安全計画の策定等を義務付ける
- 児童の移動のために自動車を運行する場合の児童の所在 の確認等について義務づける。
- 3 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員 の基準を定める。
- 4 業務継続計画の策定等に努めるよう定める。
- 5 感染症及び食中毒を予防し、及びまん延を防止するため に講ずる措置を定める。
- 6 保育所若1.くは家庭的保育事業所等に入所1. ▽は効保 連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発 達支援センター等に入所している障害児を交流させると きの職員の基準を定める。
- その他所要の改正を行う。
- 8 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、 7の一部は、公布の日から施行する。
- 9 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

の縄 部児 を童改福 正祉 す施 備及び 関 する基準 ė 定める

【R5. 4. 1施行】

【子ども生活福祉部】

【議案名】

乙第8号議案 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件 に関する条例の一部を改正する条例

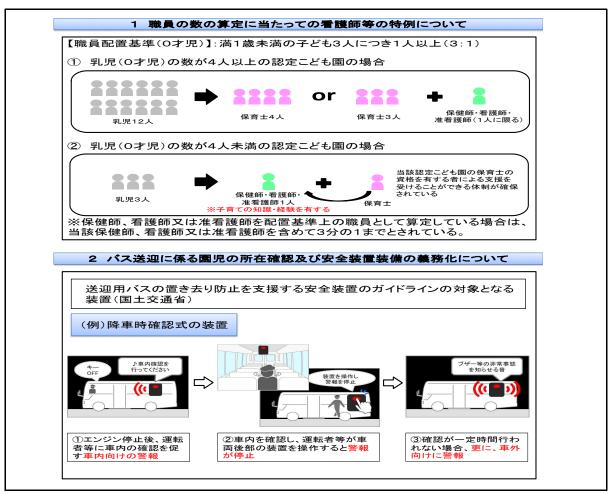
【議案提出の理由】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を改める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 職員資格に関する特例を定める。
- 2 子どもの移動のために自動車を運行する場合の子どもの所在の確認等について義務付ける。
- 3 その他所要の改正を行う。
- 4 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を設ける。

【説明】



【子ども生活福祉部】

【議案名】

乙第9号議案 沖縄県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

【議案の概要】

- 1 沖縄県子ども・子育て会議設置条例第1条及び第2条中「第77条第4項」を 「第72条第4項」に改める。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【説明】

〇子ども・子育て支援法(改正後)

第七十二条(略)

- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、 審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
 - 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画 的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

【子ども生活福祉部】

【議案名】

乙第10号議案 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部 が改正されたことに伴い、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を 改める等の必要がある。

【議案の概要】

- 他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準を改める。
- 他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準を改める。
- 業務継続計画の策定等に努めなければならないこととする。
- 4 その他所要の改正を行う。
- 5 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【説明】

1 インクルーシブ保育

乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所の設備や園児の保育 に直接従事する職員について、保育に支障がない場合は、他の社 会福祉施設の設備や職員に兼ねることができる。







2 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時のための業務継続計画の策定、周知 等を行い、必要な研修及び訓練を定期的に実施。





【子ども生活福祉部】

【議案名】

乙第11号議案 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 等を定める条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、指定児童発達支援の事業の人員及び運営に関する基準を改める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 安全計画の策定等を義務付ける。
- 2 障害児の移動のために自動車を運行する場合の障害児の所在の確認等について義務付ける。
- 3 その他所要の改正を行う。
- 4 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、3の一部は、公布の 日から施行する。
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

【説明】

1 安全計画の策定等

障害児の安全の確保を図るため、設備の安全点検、事業所外での活動を含めた安全に関する指導、従業者への研修・訓練等についての計画を策定、周知等を行い、必要な研修及び訓練を定期的に実施。 ※経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務。



2 自動車を運行する場合の所在の確認等

① 障害児の通所等のために自動車を運行する場合、障害児の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により障害児の所在を確認。



- ② 送迎用バスへの安全装置の装備及び当該装置を用いて、降車時の所在確認。
 - ※経過措置により、令和6年3月31日までは、安全装置の装備が困難な場合は代替措置で可。



【子ども生活福祉部】

【議案名】

乙第12号議案 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、指定福祉型障害児入所施設の運営に関する基準を改める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 安全計画の策定等を義務付ける。
- 2 障害児の移動のために自動車を運行する場合の障害児の所在の確認について 義務付ける。
- 3 その他所要の改正を行う。
- 4 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、3は、公布の日から施行する。
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

【説明】

1 安全計画の策定等

障害児の安全の確保を図るため、設備の安全点検、施設外での活動を含めた安全に関する指導、従業者への研修・訓練等についての計画を策定、周知等を行い、必要な研修及び訓練を定期的に実施。 ※経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務。



2 自動車を運行する場合の所在の確認

障害児の施設外での活動等のために自動車を運行する場合、障害 児の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により障害児の所在を 確認。





【子ども生活福祉部】

【議案名】

乙第13号議案 沖縄県差別のない社会づくり条例

【議案提出の理由】

社会全体で不当な差別の解消を推進するため、その基本理念等を明らかにし、県が講ずる施策の基本事項を定めるとともに、不当な差別的言動に対する措置等について調査審議を行う附属機関を設置する必要がある。

【議案の概要】

- 1 社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図るため、県の施策の基本方針を定め、次の施策を講ずることとする。
 - (1) 不当な差別的言動に関する施策
 - ア インターネット上の不当な差別的言動に関する施策
 - イ 県民であることを理由とする不当な差別的言動に関する施策
 - ウ 本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に関する施策等
 - (2) 性的指向又は性自認を理由とする不当な差別に関する施策
- 2 本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の措置及び不当な差別のない社会の形成に関する施策の推進に関する重要事項について調査審議を行う附属機関を設置する。
- 3 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、1(1)ウは周知期間を 設け令和5年10月1日から施行する。
- 4 この条例の施行後3年を目途として、社会経済情勢の変化等を勘案し、この 条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果 に基づいて必要な措置を講ずる。

【説明】

不当な差別を解消し、不当な差別のない社会の形成を図る

差別のない社会づくり条例

男女共同参画 推進条例に 基づく施策

障害のある人もない人も共に暮らし いすい社会づくり 条例に基づく施策

【基本理念】

不当な差別のない社会の形成は、全ての人が、個人として人格及び個性が尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別をしてはならないという認識の下に、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携協力し、社会全体として推進していかなければならない。

【基本方針】

1人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めること。 2 不当な差別に関する相談に的確に応ずること。 3 不当な差別が生ずる背景その他の差別の実情を踏まえた取組を行うこと により、不当な差別の解消を図ること。

不当な差別的言動に関する施策

- ・インターネット上の不当な差別的言動、誹謗中傷・県民のあることを理中とする不当
- ・県民であることを理由とする不当 な差別的宣動
- ・本邦外出身者等に対する不当な差 別的言動

性的指向又は性自認を理由とする 不当な差別に関する施策

差別のない社会づくり審議会 【附属機関】

- ・本邦外出身者等に対する不当 な差別的言動の表現内容、措置 の必要性等について調査審議す る。
- ・差別のない社会の形成に関す る施策の推進に関する重要事項 について諮問に応じ答申し、又 は建議する。

【農林水産部】

【議案名】

乙第14号議案 沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例及び沖縄県国営土地改良事 業負担金徴収条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

十地改良事業における県の費用負担の割合を見直すことに伴い、県営十地改良事 業及び国営土地改良事業に要する費用の一部につきこれらの事業によって利益を受 ける者から徴収する分担金及び負担金に係る比率を改める必要がある。

【議案の概要】

- 1 県営土地改良事業のうち農業基盤整備促進事業、水利施設整備事業及び農地 保全整備事業の施行に要する費用の一部につき当該事業によって利益を受ける 者から県が徴収する分担金に係る比率を改める。
- 2 国営土地改良事業に要する費用の一部につき当該事業によって利益を受け る者から県が徴収する負担金に係る比率を改める。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、同日以後に土地改良法 の規定により土地改良事業計画を定めた土地改良事業について適用する。

【説明】

沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正

单位:%

							, -	
土地改良事業の種別			改正前			改正後		
		玉	県	地元	国	県	地元	
農業基盤整備促進事業		80	10	10	80	12.5	7. 5	
水利施設整備事業	農地集積促進型	80	10	10	80	12.5	7.5	
農地保全整備事業	農地侵食防止工事	80	10	10	80	11	9	

※太枠の下線太字が改正箇所 ※地元:市町村+受益者(分担金徴収対象)

沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部改正

単位:%

土地改良事業の	種別	改正前			改正後			
		国	県	地元	玉	県	地元	
国営土地改良事業	本島内	90	$10 \times 1/2$	10× <u>1/2</u>	90	$10 \times 7/10$	10× <u>3/10</u>	
	離島	90	$10 \times 2/3$	10× <u>1/3</u>	90	$10 \times 8/10$	10× <u>2/10</u>	

※太枠の下線太字が改正箇所

※地元:市町村+受益者(負担金徴収対象)

※上記改正後の「2/10」は、議案の「5分の1」に相等する。

【商工労働部】

【議案名】

乙第15号議案 沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援 基金条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

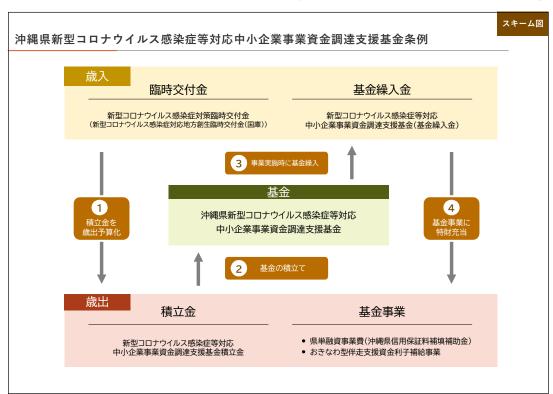
新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた中小企業者のうち原油価格又は物価の高騰の影響を受けたものの資金調達の支援を目的とする事業を実施するため、基金の設置期間を延長する等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 題名を「沖縄県新型コロナウイルス感染症等対応中小企業事業資金調達支援 基金条例」に改める。
- 2 基金を活用した事業の対象を明確化する。
- 3 基金の設置期間を令和10年3月31日まで延長する。
- 4 この条例は、公布の日から施行する。

【説明】

沖縄県融資制度の中小企業セーフティネット資金(原油・原材料等高騰)に係る信用保証料補助を実施する事業の費用の財源に充てるため、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を財源とする積立金を執行し、沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業調達支援基金に積み立てることができる。今般、当該事業を令和10年3月31日まで実施するため、基金の設置期間を延長する等の必要がある。



【土木建築部】

【議案名】

乙第16号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

建築基準法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

【議案の概要】

- 1 建築基準法第85条第5項及び第87条の3第5項の創設に伴い、条例において規定している同法の引用条文に項ずれが生じたため、規定の整理を行う。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

【教育庁】

【議案名】

乙第17号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

児童生徒数の増減等により、学校職員の定数を改める必要がある。

【議案の概要】

- 1 県立高等学校、県立特別支援学校及び県立中学校の職員定数並びに市町村立 小学校及び中学校の職員の定数を改める。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年度教職員定数等

(単位:人)

区分	R5定数	R4定数	前年度 増 減	増減の主な理由
1 県立高等学校	3,986	4,006	△20	学級数(収容定員)の減による
2 県立特別支援学校	1,915	1,922	△7	学級数の減による
3 県立中学校	54	50	4	県立中学校開校による
4 市町村立小·中学校	11,023	10,813	210	学級数の増による
合 計	16,978	16,791	187	

【説明】

教職員定数算定の基礎

- 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」
- 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令」
- 「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」
- 「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令」



児童・生徒の数 学級数等で算定

条例定数

標準法定数

本則定数

主に生徒の収容定員や学科 等による標準法で算出される 定数 ___



対象:校長、副校長、教頭、 主幹教諭、教諭、養護教 諭、栄養教諭、実習助手、 事務職員

加配定数

政令定数(センター研修、大 学院派遣、初任研加配、生 徒支援加配等)によって措 置される教職員数



対象:教諭、養護教諭等

<u>県</u>単定数

県単独で配置している教職 員数



対象:教諭、用務員、 学校図書館司書、調理員、 農業技術補佐員、専攻科 教諭、専攻科実習助手、 実習船員

【公安委員会】

【議案名】

乙第18号議案 沖縄県暴力団排除条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

博物館法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

【議案の概要】

- 1 博物館法の一部が改正されたことに伴い、同法を引用する条例の規定を整理 する必要がある。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【説明】

- 1 条例第11条第1項は、学校、児童福祉施設、図書館など同項各号に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内における暴力団事務所の開設及び運営の禁止について規定
- 2 1に掲げる施設のうち「博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設として指定されたもの」は、博物館法の規定を引用しており、当該規定が改められることに伴い、次の3のとおり条例の規定を整理する必要がある。
- 3 改正案 下線部: 改正箇所

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

- **第11条** 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)又は同法第 124条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)
 - (2) (3) (略)
 - (4) 博物館法 (昭和26年法律第285号) 第2条第1項に規定する博物館又は同法<u>第31条第2</u> 項に規定する指定施設
- 4 参考 : 改正後の博物館法第31条(改正前:第29条)
 - **第三十一条** 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

 $-\sim$ 三 (略)

2 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設(以下この条において「<u>指定施設</u>」という。)が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。

3~6 (略)

【公安委員会】

【議案名】

乙第19号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

道路交通法の一部が改正されたことに伴い、自動運行装置を備えた自動車の運行の許可の申請に対する審査に係る手数料の徴収根拠を定める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 特定自動運行※の許可の申請に対する審査に係る手数料の徴収根拠を定める。
- 2 特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料の徴収根拠を定める。
- 3 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【説明】

※ 特定自動運行とは、自動運行装置を備えた自動車の運行で、運転者は存在せず、特定の条件下でシステムが全ての運転操作を行う(レベル4)もので、実施者は遠隔で車の状況を監視できる体制整備が必要となる。

道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)

特定自動運行について、都道府県公安委員会の許可制度(自動 運行計画の許可・計画変更の許可)を新設



地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)

特定自動運行計画の許可・計画変更の許可の事務手数料について、標準額が示される。



沖縄県警察関係手数料条例(昭和47年沖縄県条例第29号)

特定自動運行許可【新設】→運行計画の許可 79,200円 計画変更の許可 78,500円

令和5年4月1日から施行

【十木建築部】

【議案名】

乙第20号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について (県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(上部工その6))

【議案提出の理由】

県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(上部工その6)の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

【議案の概要】

契約金額中「12億7,930万円」を「1億77万9,148円」増額し、「13億8,007万9,148円」に変更する。

【説明】

本工事は、泡瀬人工島へのアクセス道路である橋梁の、4車線中人工島へ向かって左側2車線の上部工約340mを整備する工事である。

今回の変更は、特記仕様書に基づき週休二日の取組による間接工事費の補正等による増額を行うものである。

1 契約金額(変更前) 12億7,930万円

2 契約金額(変更後) 13億8,007万9,148円(+1億77万9,148円)

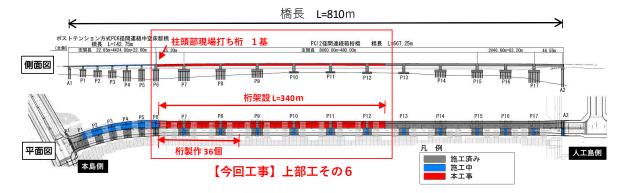
3 契約の相手方 株式会社ピーエス三菱・株式会社大城組・株式会社仁 建設工業特定建設工事共同企業体



工期:令和3年10月9日~ 令和5年6月30日 (変更予定)

手続きスケジュール

3月上旬	議決(工事請負契約議決内容の		
1	一部変更)後、変更契約		
6月下旬	工事完成及び完成検査依頼		
6月下旬	完成検査		
7月中旬	工事請負代金完成払い		



【企画部】

【議案名】

乙第21号議案 名護市と今帰仁村との境界変更について

【議案提出の理由】

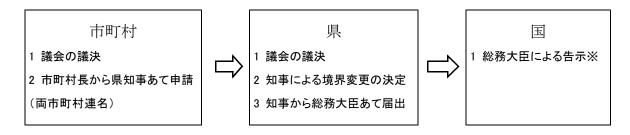
地方自治法第7条第1項の規定により名護市及び国頭郡今帰仁村から境界変更の申請があったので、同項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 民間開発に伴う開発区域内における境界確定のための測量を行ったところ、名 護市と今帰仁村との市村境界にある土地について、公簿面積と実測面積に相違が あり、両市村の把握する行政界が一致していないことが判明した。
- 2 新たな行政界について両市村において協議の上、地方自治法第7条第6項の規 定に基づく両市村の議会の議決を経て、同条第1項の規定により、両市村長から 知事あてに境界変更の申請があった。
- 3 名護市と今帰仁村との境界を次のとおり変更するものとする。 国頭郡今帰仁村に編入する区域 名護市字古我知嵐山原633の1の一部

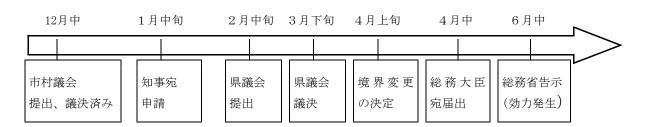
【説明】

1 手続の流れ



※ 境界変更の効力は、告示により生ずる(地方自治法第7条第8項)

2 スケジュール(案)



【総務部】

【議案名】

乙第22号議案 包括外部監査契約の締結について

【議案提出の理由】

包括外部監査契約の締結については、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間 令和5年4月3日から令和6年3月31日まで
- 3 契約の金額 10,713,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 公認会計士 嘉陽田洋平

【説明】

外部監査制度について

1 趣旨

地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することにより、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化を図るとともに、 地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高める。

2 外部監査契約を締結できる者

地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者で、原則として次に掲げる者。

①弁護士、②公認会計士、③会計検査等の監査の実務に精通している者

3 包括外部監査契約の締結

都道府県・指定都市・中核市の長は、毎会計年度、包括外部監査契約を速やかに 一の者と締結。※連続して4回、同一の者と契約を締結してはならない。

契約の締結に当たっては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、<u>議会の議</u>決を経なければならない。

【総務部】

【議案名】

乙第23号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

【議案提出の理由】

教育委員会委員1人が令和5年4月4日に任期満了するので、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。

【議案の概要】

教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

【説明】

1 沖縄県教育委員会の役割

県や市町村には、知事や市町村長から独立した行政委員会として教育委員会が 設置されており、教育についての基本方針等の重要事項は、この教育委員会にお ける会議によって決定される。

2 沖縄県教育委員会委員について (現行)

	氏名	発令期間	備考		
半嶺	満 (教育長)	R04. 04. 01~R07. 03. 31			
大城	進 (委員)	R04. 07. 15~R08. 07. 14			
比嘉	佳代 (委員)	R04. 01. 01~R07. 12. 31			
小濱	守安(委員)	R03. 01. 01~R06. 12. 31			
山里	清 (委員)	H31. 04. 05∼R05. 04. 04	任期満了		
藏根	美智子(委員)	R02. 01. 01~R05. 12. 31			

- 3 委員の活動状況について(令和3年度)
 - (1) 定例会・・・・・・・ 12回
 - (2) 臨時会····· 1回
 - (3) 総合教育会議・・・・・ 1回
 - (4) その他・・・・・・・ 54回 (式典、外部会議、学校等視察 等)

【総務部】

【議案名】

乙第24号議案 専決処分の承認について(控訴の提起について)

【議案提出の理由】

那覇地方裁判所令和3年(ワ)第733号土地所有権移転登記手続請求事件について、令和5年1月17日に判決の言渡し及び判決書の送達があり、この判決を不服として控訴を提起する必要があったため、同月30日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたことから、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める必要がある。

【議案の概要】

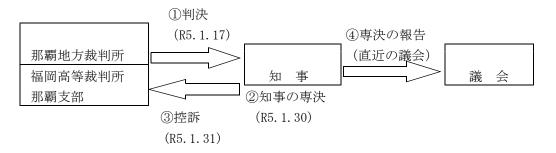
- 1 本事件は、沖縄県が所有する土地について、原告が時効により当該土地の所 有権を取得したとして、県に対して所有権移転登記手続をするよう求めたもの である。
- 2 令和5年1月17日に当該土地について時効取得を原因とする所有権移転登記 手続をするよう県に命ずる県敗訴の判決が言い渡された。
- 3 県は、原告の所有の意思をもって占有を認めた等の判決を不服として控訴を 提起するために、専決処分を行った。

【説明】

〇民法

(所有権の取得時効)

- 第百六十二条 二十年間、所有の意思をもって、平穏に、かつ、公然と他人の物を占有 した者は、その所有権を取得する。
- 2 十年間、所有の意思をもって、平穏に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する。



〇民事訴訟法

(控訴期間)

第二百八十五条 控訴は、判決書又は第二百五十四条第二項の調書の送達を受けた 日から二週間の不変期間内に提起しなければならない。ただし、その期間前に提 起した控訴の効力を妨げない。